

はじめに



近年、我が国における障害のある方々をめぐる状況は大きく変化してきました。平成 23 年 7 月の障害者基本法の改正を始めとして、平成 25 年 6 月の障害者差別解消法の成立等、様々な国内法の整備が行われ、平成 26 年 1 月、国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

こうした中、西東京市では、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害のある方々のための施策に関する基本的な事項を定めた「西東京市障害者基本計画」を平成 26 年 3 月に策定し、各種施策を推進しているところです。

また、障害福祉サービスに関する 3 年間を 1 期とした計画である「西東京市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの計画的な実施に努めてまいりましたが、平成 24 年 3 月に策定した第 3 期計画の計画期間が終了することに伴い、この度「第 4 期西東京市障害福祉計画」を策定しました。

本計画では、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間の状況を見据え、障害福祉サービスの必要量を見込むだけでなく、アンケート調査・ヒアリング調査の結果等を踏まえ、①障害のある子どもへの支援の充実②障害のある人の社会参加の推進③地域で安心して暮らせるまちづくりの推進④相談支援体制の充実の 4 つの重点推進項目を設定しました。

今後は、これらの重点推進項目を中心に、障害福祉サービスを計画的に実施していくことで、ライフステージを通じて切れ目のない支援と共生社会の実現を目指していきたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、西東京市地域自立支援協議会及び同計画策定部会の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました市民の皆様、関係機関及び関係団体の皆様に対し、厚く御礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

西東京市長

丸山 浩一